

※本人運転の場合のみ申請者が記載

誓約書

- (1) この申請書に記載されている身体障害者等が減免の対象となる自動車を専ら運転すること。
- (2) 減免の要件を満たしていることの確認のために県税事務所から照会があった場合は、現況を偽りなく報告するとともに、現地調査等に協力すること。
- (3) 減免の要件を満たしていないことが明らかになった場合は、要件を満たさなくなった年度までさかのぼって減免を取り消されても異議はないこと。

以上のことについて誓約します。

年 月 日

申請者署名

注 専ら運転することとは、減免申請の対象となる自動車について、身体障害者等本人が当該自動車を概ね80%以上運転することをいう。

を

誓約書

- (1) 減免申請の対象となる自動車（自家用車に限る。）は、この申請書に記載の身体障害者等が運転する場合と同乗する場合を合わせて最も使用頻度が高い車両であること。
 - (2) この申請書に記載の身体障害者等が運転する場合の申請は、身体障害者等本人が当該自動車を50%以上運転すること。
 - (3) 減免の要件を満たしていることの確認のために県税事務所から照会があった場合は、現況を偽りなく報告するとともに、現地調査等に協力すること。
 - (4) 減免の要件を満たしていないことが明らかになった場合は、要件を満たさなくなった年度までさかのぼって減免を取り消されても異議はないこと。
- 以上のことについて誓約します。

年 月 日

申請者署名

説明確認

県税	申請者
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

に、

	前減免自動車登録番号	異 動 年 月 日
		取 得 年 月 日

備 考

1 提出期限

(1) 普通徴収によって納付する自動車税種別割は、納期限の日（賦課期日後に減免の対象となったもの等は賦課期日の属する年度の2月末日）まで

(2) 自動車を新規に購入した場合は、証紙によって自動車税環境性能割又は自動車税種別割を納付するとき（納付後に減免の対象となったもの等は納付した日の属する年度の2月末日まで）。

2 添付書類

身体障害者等が取得し、又は所有する自動車（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が取得し、又は所有する車を含む。）で、当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者が運転するものである場合は、自動車の使用目的の事実を証するための証明書（通学通園のときは通学（通園）証明書、通院のときは通院証明書、通所のときは通所証明書、生業のときは所得証明書等）を添付してください。

3 提示するもの

(1) 自動車（軽自動車）検査証（写しも可）

(2) 運転免許証（表裏の写しも可）

(3) 身体障害者にあつては、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳

(4) 知的障害者にあつては、療育手帳

(5) 精神障害者にあつては、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証

注 記載に当たっては、「自動車の使用目的」の欄は、該当する番号を○で囲み、※印の欄は、記入しないでください。

を

既に減免を受けている車の有無			
有	登録番号	異動年月日	取得年月日
	普・軽	年 月 日 移転・変更・抹消 転出・廃止届	年 月 日
無 (初めての申請)			
注 記載に当たっては、「自動車の主な使用目的」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。 ※印の欄は、記入しないこと。			

に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
<p>様式第42号その2</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>注 ③の「手帳」欄は、該当する手帳を○で<u>囲んで</u>ください。</p> <p><u>1 提出期限</u></p> <p>(1) <u>普通徴収によって納付する自動車税種別割は、納期限まで</u></p> <p>(2) <u>自動車を新規に購入した場合は、証紙によって自動車税環境性能割又は自動車税種別割を納付するとき。</u></p>	略	略	<p>様式第42号その2</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>注 ③の「手帳」欄は、該当する手帳を○で<u>囲むこと</u>。 <u>※印の欄は、記入しないこと。</u></p>	略	略
略	略				
略	略				

改正前	改正後
<p>2 添付書類</p> <p>(1) <u>自動車の取得価額並びに構造変更をした内容及びこれに要した金額を明らかにする書類</u></p> <p>(2) <u>自動車の利用目的を明らかにする書類（身体障害者等が運転する場合を除く。）</u></p> <p>3 ※欄は、記入しないでください。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。